

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの「車庫証明の認可に必要なデータのうち、 町 に関するもの」との保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）第18条第2項の規定により不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成21年12月4日付けで、条例第12条第1項の規定により、処分庁に対して、「車庫証明の認可に必要なデータのうち、 町 に関するもの」との開示請求を行った。

2 処分の内容

処分庁は、平成21年12月18日付けで、次の理由を付して、条例第18条第2項の規定に基づき、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（不開示決定の理由）

本件開示請求に係る保有個人情報は、開示請求者以外の者に係る個人情報であり、開示請求者本人の保有個人情報に該当しない。

3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、平成22年2月8日付けで、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「保有個人情報不開示決定を取り消し、全部の開示を要求する。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求者以外の者に係る個人情報で開示請求者の個人情報には該当しないとなっているが、車庫の中央に開示請求者の所有の土地があり、この土地なくしては車1台納めることはできない。車庫の証明が認可されており、理由を知るために開示が必要である。
- (2) 条例第14条第1号ただし書イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当するため、車庫証明の認可時に必要なデータ一式の開示を求める。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁からの説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る公文書及び記載内容について

本件開示請求に係る公文書については、自動車の保管場所申請を受け付けた時に入力する「保管場所管理システムに記録されたデータ」と認められる。

「保管場所管理システム」とは、警察署における保管場所証明、保管場所届出、保管場所標章交付等に係る事務処理を迅速化し、保管場所証明書の交付期間を短縮するなど、行政サービスの向上を図ることを目的として構築されたもので、専用の端末装置を用いて、保管場所管理事務を処理するためのシステムである。

本件開示請求の対象となったのは、この「保管場所管理システム」に登録されたデータであり、登録車両番号、車台番号、保管場所の位置、使用本拠の位置、申請者の住所、氏名、電話番号などの個人を識別することができる情報である。

2 諮問庁が不開示決定を妥当と判断した理由

「保管場所管理システムに記録されたデータ」には、登録車両番号、車体番号、保管場所の位置、使用本拠の位置、申請者の住所、氏名、電話番号などの個人情報記録されている。本件開示請求に対応する公文書を特定し確認したところ、開示請求者の個人情報は全く記録されておらず、開示請求者以外の第三者の保管場所に関する情報のみが記録されていた。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報は、開示請求者以外の者に係る個人情報であり、開示請求者本人の保有個人情報は該当せず、処分庁は本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないことから、条例第18条第2項の規定に基づき不開示決定したことは妥当である。

3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、審査請求書の趣旨及び理由の中で、「車庫の中央に開示請求者の所有の土地があり、この土地なくしては車1台納めることはできない。車庫の証明が認可されており、理由を知るために開示が必要である。」と主張し、また、「条例第14条第1号ただし書イに該当するため、車庫証明の認可時に必要なデータ一式を開示して下さい。」と主張している。

しかしながら、上記のとおり、条例では開示できる情報について、「自己を本人とする保有個人情報」と規定しており、本件開示請求に係る保有個人情報は、開示請求者以外の者に係る個人情報であるため、処分庁は、開示請求者の個人情報は保有していない。

また、本件開示請求に係る保有個人情報は、開示請求者以外の者の保有個人情報であるが、当該情報が条例第14条第1号ただし書イに該当するか否か検討したところ、保管場所の管理事務は前述のとおり関係法令及び事務要領等に基づき行っており、適正な事務手続を経て登録されていることから、人の生命、健康、生

活又は財産を保護するため、開示請求者以外の者の個人情報を例外的に開示することが必要であるとは認められない。

4 諮問庁の判断

上記により、諮問庁としては、処分庁が、本件開示請求に対して、不開示決定をしたことは妥当であると判断した。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「保管場所管理システムに記録されたデータ」に記録された保有個人情報のうち、審査請求人が特定した住所地に関するものと認められる。

2 審査請求人本人に係る保有個人情報該当性について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報には、標章番号、登録車両番号、車台番号、車名、型式、保管場所の位置・名称、使用本拠の位置、申請者の住所、氏名、電話番号、申請日等の各項目があるものの、審査請求人に関する個人情報は記録されていなかったから、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、処分庁は本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないと認められる。

3 条例第14条第1号ただし書イ等について

条例第14条本文は、開示請求に係る保有個人情報に同条各号に規定する不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないと規定しているところ、上記のとおり本件対象保有個人情報には審査請求人を本人とする保有個人情報が存在していないから、本件は同条第1号ただし書に該当しないことが明らかである。

また、審査請求人はその他にも種々の主張をしているが、いずれの主張も本件結論を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁が本件開示請求に対して、条例第18条第2項の規定に基づき不開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年 2 月25日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成22年 3 月15日	・ 諮問庁から理由説明書を受理
平成22年 3 月29日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成22年 5 月19日	・ 審査会（審査）
平成22年 7 月 7 日	・ 審査会（審査）
平成22年 8 月 9 日	・ 答申

長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
井 田 洋 子	長崎大学経済学部准教授	
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会長職務代理者
長 尾 久 美 子	長崎女子短期大学生活科学科生活福祉専攻教授	
中 村 尚 志	弁護士	
堀 江 憲 二	弁護士	会 長